

【アブリスボ接種のための「周産期ワクチン外来」受診の仕方】

お子様のRSウイルス感染症の発症予防のため、妊婦さんにワクチン（アブリスボ）を注射する「周産期RSV外来」または「感染症科予防接種外来」を受診される際は、以下の流れに従って受診をお願いします。

- 1) 予約当日は、予約の時間より30分ぐらい前には、ご来院下さい。自治体より配布されているアブリスボの予診票と赤ちゃんの母子健康手帳をご持参下さい。
- 2) 世田谷区を含めた東京23区、狛江市、調布市、三鷹市在住の方の場合は予診票がそのまま使用できます。それ以外の自治体にお住まいの方は、事前にお住まいの自治体で、世田谷区で接種するための手続きが必要です。具体的な手続きの方法についてはお住まいの自治体にご確認ください。
- 3) ご来院されましたら、再来受付機にて、受付をして下さい。
- 4) 受付後、周産期RSV外来の場合は2J-2に、感染症科予防接種外来の場合は臨床研究センターにお越しください。
- 5) 呼ばれたら医師の診察を受けて下さい。その際事前に渡されていた予診票に記入したものを医師にお渡しください。アブリスボ注射の注射処方箋をもらって下さい。
- 6) 注射処方箋を持って、2J-1に行き、そこで、アブリスボ注射を受けて下さい。注射終了後に赤ちゃんの母子健康手帳に、アブリスボ注射の記録をもらって下さい。
- 7) 注射後は、会計にお進みください。院内で接種後30分ほど経過観察して、何か気になることがあれば、2J-1の看護師にお伝え下さい。

注意点：

- ・予診票をお忘れになった場合、接種できない場合があります。
- ・世田谷区を含めた東京23区、狛江市、調布市、三鷹市以外に在住されている方は、事前にお住いの自治体で世田谷区で本ワクチンを接種するための手続きを取っておいてください。事前の手続きがされていない場合、接種できない場合があります。